

千葉市とメルセデス・ベンツ日本合同会社及びメルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社との 包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とメルセデス・ベンツ日本合同会社（以下「乙」という。）及びメルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社（以下「丙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲並びに乙及び丙が包括的に連携し、両者の資源、ノウハウを有効に活用した協働による活動を推進することにより、脱炭素社会の実現に向けた未来へつなぐまちづくり、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲並びに乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）脱炭素社会実現に向けた取組の充実に関すること。
- （2）災害レジリエンスの向上に関すること。
- （3）幕張新都心をはじめとした千葉市のまちづくりに関すること。
- （4）その他市民サービス及び本協定の目的達成に資すること。

2 甲並びに乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲並びに乙及び丙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲並びに乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに甲又は乙若しくは丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲並びに乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙若しくは丙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲乙丙がそれぞれ署名または記名押印のうえ、各 1 通保有する。

令和 6 年 7 月 2 4 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市

千葉市長

神谷俊一

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1
ワールドビジネスガーデン マリブウエスト
メルセデス・ベンツ日本合同会社

社長 兼 最高経営役員 (CEO)

上野金太郎

丙 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1
ワールドビジネスガーデン マリブウエスト
メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社

代表取締役社長

アンドレアス・レーア